

相次ぐ米軍関係者の性暴力事件に関する意見書

昨年12月、本島中部で16歳未満の少女を車で誘拐し自宅に連れ去り、性的暴行を加えたとして、那覇地検が嘉手納基地所属の米空軍兵長をわいせつ目的誘拐及び不同意性交等罪で起訴したことが明らかとなり、市民・県民に不安や憤りの声が上がっている。さらに、少女の性的暴行という重大事件にも関わらず3月27日の起訴から約3か月もの間、外務省や県警等から県に対し情報提供がなく公表していなかったことが明らかになった。また、5月には在沖米海兵隊の上等兵が性的暴行をしようとした女性にけがをさせたとして、不同意性交等致傷罪で起訴したことが明らかになった。

本市議会は、事件・事故が発生するたびに、綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう米軍等に強く抗議してきた。しかし、再び事件は起きた。むしろ悪質さを増している。現在の米軍における再発防止への取り組みや、軍人への教育のあり方等はもはや機能していないと言わざるを得ず、激しい憤りを禁じ得ない。

さらに、事件発生後、関係機関等への迅速な情報伝達や市民・県民への公表が無かったことに対しても誠に遺憾である。

よって、本市議会は市民・県民の人権や生命、財産を守る立場から、今回の米空軍兵長によるわいせつ目的誘拐及び不同意性交等罪事件及び在沖米海兵隊の上等兵による不同意性交等致傷罪事件に対し、厳重に抗議するとともに、関係機関に対して、下記事項の徹底、実現を強く求める。

記

1. 被害者への謝罪及び完全な補償並びに丁寧な精神的ケアを行うこと。
2. 米軍人・軍属等の綱紀粛正の徹底と、抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策を講ずること。
3. 在日米軍人・軍属に係る事件・事故が発生した場合は、地元自治体へ速やかに情報を提供すること。
4. 日米地位協定の抜本的改正を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月3日
沖 縄 市 議 会

宛 先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣
防衛大臣 警察庁長官 沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄防衛局長